

科学研究費補助金の拡充と制度改革

平成23年度予算案2,633億円
平成22年度予算額2,000億円

平成23年度予算案の概要

◆若手研究者の「チャレンジ」機会の拡大

- 若手研究者向けの「若手研究(A・B)」を拡充。
特に、若手研究者支援の主要な研究費である「若手研究(B)」について、新規採択分について採択率30%(試算*)及び基金化を図る
・若手研究(B)→新規採択分として262億円(平成24年度以降の研究費相当分124億円を含む)を確保
- 「挑戦的萌芽研究」について、新規採択分について採択率30%(試算*)及び基金化を図る
・挑戦的萌芽研究→新規採択分として135億円(平成24年度以降の研究費相当分57億円を含む)を確保、間接経費の措置

◆多様な学術研究を支える「基盤研究」の充実

- 「基盤研究(A・C)」を拡充。特に「基盤研究(C)」について、新規採択分について採択率30%(試算*)及び基金化を図る
・基盤研究(C)→新規採択分として451億円(平成24年度以降の研究費相当分249億円を含む)を確保

◆新たな研究領域の開拓

- 「新学術領域研究(研究領域提案型)」を拡充(年次進行、対前年度55億円増)

<(*)22年度採択状況を基に試算>

学術研究助成基金(仮称)
により研究費が使い易く!

抜本的な制度改革「基金化」の実現

◆新しい、柔軟な発想が期待されるとともに、研究規模が小さく多くの研究者が対象となっている「若手研究(B)」「挑戦的萌芽研究」「基盤研究(C)」を対象に、平成23年度から、新規採択分について複数年にわたる研究費の使用を可能とする「基金化」を図る

- 予定外の進展があった研究について前倒しして実施することを含め、研究費の柔軟な執行が可能となる。
- 複数年にわたって研究費の使用が可能となり、研究に専念できるとともに、ムダな「予算の使い切り」がなくなる。

新規採択の約8割が対象

現状イメージ

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
H19採択分	新規①	継続②	継続③	継続④			
H20採択分		新規①	継続②	継続③	継続④		
H21採択分			新規①	継続②	継続③	継続④	
H22採択分				新規①	継続②	継続③	継続④

基金化後イメージ

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
H20採択分	継続③	継続④	← 継続分は従前と同様			
H21採択分	継続②	継続③	継続④			
H22採択分	新規①	継続②	継続③	継続④		
H23採択分		新規①	継続②	継続③	継続④	
H24採択分			新規①	継続②	継続③	継続④

基金分853億円

H23以降は一括予算措置

限られた予算のより効果的・効率的な活用

研究活動の活性化

「科学研究費補助金の拡充と制度改革」の補足説明(概要)

各研究種目の拡充について

- 「若手研究(B)」、「挑戦的萌芽研究」、「基盤研究(C)」については、採択率が30%程度に向上するよう拡充を図っています(前年度の応募状況に基づき試算)。
- 「基盤研究(A)」、「若手研究(A)」については、それぞれ採択率の向上を図っています。
- 「挑戦的萌芽研究」に新たに間接経費を措置しており、新規、継続いずれの研究課題も措置の対象となります。
- このほか、「新学術領域研究(研究領域提案型)」等の拡充を図っています。

一部研究種目の基金化について

※2月4日、「基金化」に必要となる関連法案を国会に提出しました。

- 「若手研究(B)」、「挑戦的萌芽研究」、「基盤研究(C)」については、「基金化」を図るための予算を計上しています。これらの研究種目以外は、平成23年度にあっては基金化対象ではありません。
- 「基金化」によって、新規採択された研究課題については、計画の最終年度までの研究費が基金に確保されることとなります(図の右下ミドリ色のマス目の部分)。これにより、複数年度にわたる研究費の使用が可能になります。
- 複数年度にわたる研究費の使用が可能になるのは、「基金化」の対象となる3つの研究種目のうち、「平成23年度新規採択研究課題」からで、平成22年度以前に採択された継続研究課題は対象になりません。
- 基金化の対象とならない研究課題については、平成23年度も従前と同様の単年度補助金事業として交付されます。
- 「基金化」については、「独立行政法人日本学術振興会法」の改正が必要となります。改正法案は、2月4日に閣議決定され、現在国会に提出されています。「基金化」の対象となる3つの研究種目の「平成23年度新規採択研究課題」の採択通知(交付内定)は、国会における法案審議を経て、法律の改正後になります。
- 「基金化」分の予算約853億円のうち約429億円については、平成24年度以降の研究費相当額(後年度負担分)として確保しているものです(平成23年度に全額を配分するものではありません)。